

水道水中の農薬類の目標値の改正案について（概要）

1 改正趣旨

- 水道法（昭和32年法律第177号）第4条第1項の規定により、水道により供給される水は、同項各号に掲げる要件（水質基準）を備えるものでなければならぬとされている。
- 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）においては、水質基準とは別に、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によってその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として、「水質管理目標設定項目」を定めている。
- 局長通知では、「水質管理目標設定項目」の1項目として「農薬類」を定めており、検査を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定することとしているが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬については、局長通知の別添2で、農薬の名称や各農薬の目標値等を示している。
- 今般、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果に基づき、局長通知の本文及び別添2について、所要の改正を行う。

2 改正概要

- 局長通知の本文中に「出荷・散布される農薬と検出される農薬は異なる場合がある。特に、代謝物や分解物が測定対象となっている場合には、それらの検出可能性も考慮して、検査対象農薬の選定の際には留意すること。」を追記する。
- 「1,3-ジクロロプロペン」の目標値を、「0.05mg/L」から「0.06mg/L」に改める。
- 「カルタップ」の目標値を、「0.08mg/L」から「0.05mg/L」に改める。
- 別添2注5を、「カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。その際、チオシクロラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。」と改める。

3 適用期日等

- 通知日：令和8年3月下旬（予定）
- 適用日：令和8年4月1日

4 参考

- 令和7年度第1回水質基準逐次改正検討会（令和7年10月24日開催）の資料1「水質基準等の見直しについて」
<https://www.env.go.jp/content/000353933.pdf>
- 「水質管理目標設定項目」である「農薬類」とその目標値に関する補足
「水質管理目標設定項目」は、一般環境中で検出されている物質や、今後水道水中で検出される可能性がある物質等について、水道水質管理上留意すべき物質として定めているものである。同項目の一つである「農薬類」については、水道原水中に存在していた農薬

が、水道水中に残ってしまう場合などを考慮して「目標値」を設定している。

「目標値」とは、目標とする濃度ではなく、これを超えないことが望ましい濃度のことであり、水道水中ではなるべく低い濃度であることが望ましいとする考え方である。水質管理の目安であり、水道水を作る過程で農薬を入れるという趣旨ではない。